

令和8年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール実施要領

主催 大阪府選挙管理委員会
後援 大阪府教育委員会

1 募集の周知

大阪府内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童及び生徒に周知するため、府内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各学校長並びに各報道機関並びに市町村選挙管理委員会並びに市町村教育委員会に文書をもって協力を依頼する。

2 審査

(1) 第1次審査（市町村審査）

ア 第1次審査は、市町村選挙管理委員会において行う。

イ 市町村選挙管理委員会は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校より提出された応募作品（児童・生徒から直接提出された応募作品を含む。）を審査の上、小学生の部、中学生の部及び高校生の部それぞれの応募枚数に応じて、次の枚数を第2次審査提出作品として本府へ提出する。

（小学生の部、中学生の部）

部門別応募枚数	第2次審査提出枚数（上限）
1～10枚	1枚
11～50枚	3枚
51～100枚	5枚
101～200枚	7枚
201～300枚	10枚
301枚以上	15枚

（高校生の部）

部門別応募枚数	第2次審査提出枚数（上限）
1～15枚	3枚
16～30枚	6枚
31～60枚	10枚
61～100枚	15枚
101枚以上	20枚

ウ 審査の結果、部門ごとに選出した第2次審査提出作品は9月25日（金）（必着）までに大阪府選挙管理委員会宛、別記様式3「名札」を添えて送付する。

なお、第2次審査提出作品の送付前に別記様式1「入選者名簿」及び別記様式2「応募状況調」を大阪府選挙管理委員会宛、メールにて送付する。

(2) 第2次審査（大阪府審査）

- ア 第2次審査 第2次審査は、大阪府選挙管理委員会において行う。
- イ 日時及び場所 日時 令和8年10月上旬を予定
場所 大阪府庁内
- ウ 審査方法 市町村選挙管理委員会から送付されてきた第2次審査提出作品の中から、原則として小学生の部、中学生の部及び高校生の部の別に審査員（5人）がそれぞれ5作品程度を選出し、その選出された作品の中から採点により、小学生の部、中学生の部及び高校生の部の別に第3次審査（中央審査）に出品する作品を決定する。
- エ 第3次審査（中央審査）に出品する作品数 第3次審査（中央審査）に出品する作品数は、各部門別応募作品数に応じた数（別紙）を上限とする。なお、出品する作品数の中から1作品を最優秀賞に選定する。
- オ 第3次審査への送付 第3次審査（中央審査）に出品するため、令和8年10月中旬に公益財団法人明るい選挙推進協会に送付する。

3 賞

大阪府選挙管理委員会から市町村選挙管理委員会を通じて、第2次審査に入選した作品の応募者に対して、賞状及び副賞を贈呈する。

4 発 表

第2次審査結果の発表は10月中旬とし、第3次審査（中央審査）出品者の氏名及び学校名等は、市町村選挙管理委員会に通知するとともに学校長を通じて本人に通知する。

5 応募作品等の利用

- (1) 第2次審査提出作品を府民センタービル等において展示する（地域展示）。
- (2) 第2次審査入選作品を大阪府選挙管理委員会のホームページに掲載する。
- (3) 上記（1）の地域展示の後、第2次審査提出作品を各市町村における展示会等の利用に供するため、市町村選挙管理委員会に返還する。
- (4) 大阪市の第2次審査提出作品については、公益財団法人明るい選挙推進協会から大阪府選挙管理委員会に別途返還される。